

京都市告示第 44 / 号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成5年6月21日付けで認可した桃南会について変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成17年2月16日

京都市長 榎本 頼兼

変更があった事項及びその内容

変更前 代表者の住所・氏名	変更後 代表者の住所・氏名	備考
京都市伏見区桃山 与五郎町1番地の115 廣瀬 忠夫	京都市伏見区桃山与五郎町 1番地の91 山中 英治	平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで
	京都市伏見区桃山与五郎町 1番地の216 松本 敏昭	平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで
	京都市伏見区桃山与五郎町 1番地の41 石嶋 賢次	平成16年4月1日から

変更前 事務所の所在地	変更後 事務所の所在地	備考
京都市伏見区桃山 与五郎町1番地の115	京都市伏見区桃山与五郎町 1番地の91	平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで
	京都市伏見区桃山与五郎町 1番地の216	平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで
	京都市伏見区桃山与五郎町 1番地の41	平成16年4月1日から

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)